

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会(以下「協議会」という。)定款第33条に定める会員について規定するものとする。

(入会)

第2条 会員となるには、所定の入会申込書を協議会事務局に提出しなければならない。

(会員の種類及び会費)

第3条 会員の種類は、一般会員、特別会員及び法人会員の3種類とする。

2. 一般会員は、本会の趣旨・目的に賛同し、支援する個人及び団体で、年額300円以上5,000円未満の会費を納めたものとする。
3. 特別会員は、本会の趣旨・目的に賛同し、支援する個人及び団体で、年額5,000円以上の会費を納めたものとする。
4. 法人会員は、本会の趣旨・目的に賛同し、支援する企業及び法人で、年額5,000円以上の会費を納めたものとする。

(領収書の発行)

第4条 会費を納入したときは、領収書を発行する。

(会費の納入)

第5条 会費は年度内に納入しなければならない。

2. 納入された会費は、過誤納のほか、返還しない。

(会費の減免)

第6条 会長は、会員に特別の理由があると認められたときは、会費を減免することができる。

(退会、除名)

第7条 会員は、次の場合には退会したものとする。

- (1) 退会の申し出があったとき
 - (2) 死亡又は解散したとき
2. 会員が協議会の名誉をき損し、又はその趣旨に反した言動があったときは、理事会の議決を経て除名することができる。

(会員名簿)

第8条 協議会は、所定の会員名簿を整理し、常に会員の状況を明らかにしておかなければならない。

(地域福祉推進員)

- 第9条 会長は、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の地域内に居住する協議会の会員のうち、その地区社協から推薦された者を地域福祉推進員（以下「推進員」という。）として委嘱する。
- 2 地区社協がその運営や事業展開に専門的な知識、技能等を必要とするときは、前項の規定に係わらず、会長が選任することができる。
 - 3 推進員は、地区社協の地域において身近な地域福祉活動を推進し、地域福祉の向上に努める。
 - 4 推進員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 補欠により、委嘱された推進員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 第7条の規定により、会員を退会し、又は除名されたときは、推進員の資格を失うものとする。

(地域福祉推進員証)

- 第10条 会長は、推進員に対し地域福祉推進員証（以下、「推進員証」という。）を、交付する。
- 2 会長は、推進員に推進員証を交付するときは、書面で記録しなければならない。
 - 3 推進員は、活動にあたって推進員証を携帯し、必要に応じて提示するものとする。
 - 4 推進員は、推進員証を第三者に貸与してはならない。
 - 5 推進員は、推進員証を紛失又は毀損したときは、速やかに会長に届け出、再交付を受けなければならない。
 - 6 推進員は、協議会を退会し又は除名されたときは、即時に会長に推進員証を返還しなければならない。

(委 任)

- 第11条 この規程の実施上必要な事項は、会長が定める。

付 則

1. この規程は、昭和61年10月14日から施行し、昭和61年10月1日から適用する。
2. この規程の施行の際、社会福祉法人世田谷福祉地区社会福祉協議会、社会福祉法人玉川社会福祉協議会及び社会福祉法人砧地区社会福祉協議会の会員であったものは、本規程による会員とする。

付 則 （平成7年10月5日改正）

この規程は、平成7年10月5日から施行し、平成7年10月1日から適用する。

付 則 （平成14年3月28日改正）

1. この規程は、平成14年4月1日から施行し、平成14年2月6日から適用する。
2. この規程は、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会規程における定款条項の表記を

読み替える規程第2条第1項により改正する。

付 則（平成17年3月29日改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日改正）

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月2日改正）

1. この規程は、平成20年10月2日から施行し、平成20年7月1日から適用する。
2. 地域福祉推進員の任期は、地区社協運営委員会委員、又は地域社協福祉推進協議会委員の任期との整合性を図る必要がある場合は、第9条第4項の定めに限らず、その任期を延長、又は短縮できるものとする。

附 則（平成22年5月25日改正）

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成26年10月2日改正）

1. この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日改正）

1. この規程は、平成31年4月1日から施行する。